

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（11／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価		
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ															⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸
51	愛宕橋		BOX	3.4m	上部道・盛土法面											C	C							高欄	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版の目地部に漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に沈下によるものと思われる段差、ズレが確認されたが、車両および歩行者の通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。				
					内面													A	A	A									
					躯体															A	A	A	B				1.12m		
52	1048号橋		橋	3.1m	主桁					a	無			無											ガードレール	【緊急輸送道路の指定:無】 ・主桁に局所的な鉄筋露出が確認されたが、断面減少まで至っていないことから経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・主桁下面にうきが確認されたが、早期に剥落の恐れがないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。	0.93m		
					横桁																								
					床版						無	無	a	無															
					下部工					a	無			無		無													
					支承																								
					路面										有														
53	1047号橋		BOX	2.3m	上部道・盛土法面											A	A							—	【緊急輸送道路の指定:無】 ・前後の水路がふた掛けとなっており、内部の調査は不可能であったが、路面状況は損傷がなく健全である。	—			
					内面														—	—	—								
					躯体																—	—	—				—		
54	1076号橋		BOX	5.0m	上部道・盛土法面											A	B							高欄	【緊急輸送道路の指定:無】 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。	1.10m			
					内面													A	A	A									
					躯体																A	A	A					A	
55	1079号橋		BOX	5.3m	上部道・盛土法面											A	B							高欄	【緊急輸送道路の指定:無】 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。	1.10m			
					内面													A	A	A									
					躯体																A	A	A					A	

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（12／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷	①盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	②上部側溝に目違いはないか？	①路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	②コンクリート片の落下の危険性はないか？	③目地材の落下の危険性はないか？	①横断方向に連続したクラックはないか？	②横断方向全体に亘るクラックはないか？	③壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ（路面からの高さ m）	点検結果	評価
						①腐食	②亀裂	③ボルトの脱落	④破断	⑤ひび割れ	⑥鉄筋露出	⑦抜け落ち	⑧床板ひびわれ	⑨P C定着部の異常	⑩路面の凹凸	⑪支承の機能障害	⑫下部工の変状	「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領（案）H16.3 国交省」により評価した。										
56	1093号橋		橋	2.1m	主桁					a	無		無			・防護柵：腐食b										ネットフェンス 0.70m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・ネットフェンスに軽微な腐食が確認されたが、早期に補修を行う必要がないと思われるため経過観察とする。	
					横桁																							
					床版																							
					下部工					a	無		無		無													
					支承												無											
					路面										無													
57	1155号橋		BOX	1.8m	上部道・盛土法面												A	A								－	【緊急輸送道路の指定：無】 ・前後の水路がふた掛けとなっており、内部の調査は不可能であったが、路面状況は損傷がなく健全である。	
					内面																－	－	－					
					躯体																	－	－	－	－			
58	1181号橋		橋	2.6m	主桁					a	無		無													高欄 1.10m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・下部工に鉄筋露出が確認されたが、断面減少まで至っていないことから経過観察とする。	
					横桁																							
					床版																							
					下部工					a	無		無		無													
					支承												無											
					路面										無													
59	大蔵橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面											B	B								ガードレール 0.92m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面														A	A	A							
					躯体																	B	A	B				A
60	1247号橋		橋	4.8m	主桁					-	無		-		・防護柵：腐食d										縦格子柵 1.24m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・主桁に一部鉄筋露出が確認されたが、断面減少まで至っていないことから経過観察とする。 ・主桁間に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・縦格子柵に腐食が確認されたが、交通量が少ない路線であるため早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。		
					横桁																							
					床版						無	無	c	無														
					下部工						無	無		無			無											
					支承												無											
					路面											無												

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（13／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷	①	②	①	②	③	①	②	③	④	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸	⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状	「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	上部側溝に目違いはないか？	路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	コンクリート片の落下の危険性は ないか？	目地材の落下の危険性はないか？	横断方向に連続したクラックはないか？	横断方向全体に亘るクラックはないか？			
61	1248号橋		橋	4.9m	主桁	/	/	/	/	/	無	/	/	/	/	・主桁:その他(水路側壁と接触) e ・防護柵:腐食 c ・地覆:変形・欠損 e ・舗装:舗装の異常(ひび割れ 幅 5mm) e	/	/	/	/	/	/	/	/	縦格子柵 1.24m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・主桁および下部工に一部鉄筋露出が確認されたが、断面減少まで至っていないことから経過観察とする。 ・主桁間に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・下部工にひびわれが確認されたが、軽微であり進行が遅いと考えられるため経過観察とする。 ・支承部に漏水が確認されたため、維持工事において補修を行うことが望ましい。 ・縦格子柵に腐食が確認されたが、交通量が少ない路線であるため早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・縦格子柵の基部の地覆に一部欠損が確認されたため、状況に応じて補修を行うことが望ましい。		
横桁	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				
床版	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	c	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
下部工	/	/	/	/	/	b	無	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
支承	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
路面	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
62	1249号橋		橋	5.1m	主桁	/	/	/	/	a	無	/	/	無	/	・防護柵:腐食b	/	/	/	/	/	/	/	/	縦格子柵 1.32m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・主桁に一部鉄筋露出が確認されたが、断面減少まで至っていないことから経過観察とする。 ・主桁間に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・下部工にひびわれが確認されたが、軽微であり進行が遅いと考えられるため経過観察とする。 ・支承部に漏水が確認されたため、維持工事において補修を行うことが望ましい。 ・縦格子柵のベースプレートに腐食が確認されたが、交通量が少ない路線であるため早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。		
横桁	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
床版	/	/	/	/	/	無	無	c	無	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
下部工	/	/	/	/	/	c	無	/	/	無	/	無	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
支承	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	無	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
路面	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	無	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
63	1252号橋		橋	5.0m	主桁	/	/	/	/	a	無	/	/	無	/	・下部工 Ej:漏水・滞水(Ejからの漏水跡) e ・防護柵:腐食d ・地覆:変形・欠損c	/	/	/	/	/	/	/	/	縦格子柵 1.23m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・主桁に一部鉄筋露出が確認されたが、断面減少まで至っていないことから経過観察とする。 ・主桁間に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・下部工にひびわれが確認されたが、軽微であり進行が遅いと考えられるため経過観察とする。 ・支承部に漏水が確認されたため、維持工事において補修を行うことが望ましい。 ・縦格子柵に腐食が確認されたが、交通量が少ない路線であるため早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・縦格子柵の基部の地覆に一部欠損が確認されたため、維持工事において補修を行うことが望ましい。		
横桁	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
床版	/	/	/	/	/	無	無	c	無	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
下部工	/	/	/	/	/	c	無	/	/	無	/	無	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
支承	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	無	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
路面	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	有	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
64	三家橋		橋	3.4m	主桁	/	/	/	/	a	無	/	/	無	/	・防護柵:腐食c	/	/	/	/	/	/	/	/	パイプ柵 0.85m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・パイプ柵に軽微な腐食が確認されたが、交通量が少ない路線であるため早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。		
横桁	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
床版	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
下部工	/	/	/	/	/	a	無	/	/	無	/	無	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
支承	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	無	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
路面	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	有	/	/	/	/		/	/	/	/	/	/	/	/				/
65	1257号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		B	D	/	/	/	/	/	/	/	ガードレール 0.95m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な変形が確認されたが、構造上機能は失っていないと思われるため経過観察とする。 ・ガードレールのボルトに抜けが確認されたため、早期に補修を行うことが望ましい。	△
内面	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	A		A	A	/	/	/	/	/	/	/			
躯体	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/	/	B	A	B	A	/	/	/			

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（14／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸	⑪ 支承の機能障害												
66	上橋		BOX	3.9m	上部道・盛土法面																				ガードレール			
					内面																							
					躯体																							
67	1261号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面																				ガードレール			
					内面																							
					躯体																							
68	1262号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面																				ガードレール			
					内面																							
					躯体																							
69	1925号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面																				ガードレール			
					内面																							
					躯体																							
70	1928号橋		BOX	3.8m	上部道・盛土法面																				ガードレール			
					内面																							
					躯体																							

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（15／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価		
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ															⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸
71	1929号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面												B	B							ガードレール	0.93m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに変形および軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					内面														A	A	A								
					躯体																	B	B	A					A
72	1273号橋		BOX	4.9m	上部道・盛土法面												A	B							ガードレール	1.15m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。		
					内面														A	A	A								
					躯体																	A	A	A					A
73	1287号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面												B	A							ガードレール	1.02m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・側壁に鉄筋露出が確認されたが、水路部であり損傷を進行させる恐れがあることから状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面														A	C	A								
					躯体																	B	A	C					A
74	1290号橋		BOX	5.2m	上部道・盛土法面												A	A							ガードレール	1.15m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・損傷がなく健全である。		
					内面														A	A	A								
					躯体																	A	A	A					A
75	1291号橋		BOX	4.2m	上部道・盛土法面												A	A							ガードレール	1.14m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・損傷がなく健全である。		
					内面														A	A	A								
					躯体																	A	A	A					A

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎：抜本的な対策が必要と思われる、○：速やかに補修が必要と思われる

△：人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（16／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ														
76	1292号橋		BOX	4.2m	上部道・盛土法面											A	A							ガードレール 1.17m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・損傷がなく健全である。		
					内面														A	A	A						
					躯体																A	A	A				A
77	1295号橋		BOX	4.2m	上部道・盛土法面											A	A							ガードレール 1.17m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・損傷がなく健全である。		
					内面														A	A	A						
					躯体																A	A	A				A
78	1323号橋		BOX	2.8m	上部道・盛土法面											C	C							ガードレール 1.02m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・側壁に鉄筋露出が確認されたが、水路部であり損傷を進行させる恐れがあることから状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・路面にひびわれおよび段差が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・縦格子柵の基部に一部コンクリートの欠損が確認されたため、維持工事において補修を行うことが望ましい。		
					内面													A	C	A							
					躯体																C	A	A				A
79	1385号橋		橋	4.4m	主桁					a	無		無											ガードレール 0.92m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・損傷がなく健全である。		
					横桁																						
					床版																						
					下部工					a	無		無			無											
					支承											無											
					路面										無												
80	1386号橋		橋	4.6m	主桁					a	無		無			・防護柵：腐食b							ガードレール 0.75m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・下部工に鉄筋露出が確認されたため、損傷を進行させないように状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。			
					横桁																						
					床版																						
					下部工					a	有		無			無											
					支承											無											
					路面										無												

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎：抜本的な対策が必要と思われる、○：速やかに補修が必要と思われる
△：人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（17／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領（案）H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価	
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ PC定着部の異常	⑩ 路面の凹凸														⑪ 支承の機能障害
81	1388号橋		橋	4.4m	主桁					b	無			無		・防護柵：腐食-b										ガードレール 0.92m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・床版にひびわれ、軽微な鉄筋露出が確認されたが、ひびわれは局部的であり、鉄筋は断面減少に至ってなく進行が遅いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					横桁																								
					床版																								
					下部工					a	無			無			無												
					支承												無												
					路面										無														
82	1391号橋		橋	4.3m	主桁	a	無	無	無	a	無			無												－ －	【緊急輸送道路の指定：無】 ・パイルベント基礎にひびわれが確認されたが、軽微であり構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					横桁																								
					床版																								
					下部工					c	無			無			無												
					支承												無												
					路面										無														
83	1416号橋		BOX	3.4m	上部道・盛土法面											B	B								ガードレール 1.02m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・側壁に鉄筋露出が確認されたが、水路部であり損傷を進行させる恐れがあることから状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					内面														A	C	A								
					躯体																C	A	A	A					
84	1419号橋		BOX	3.4m	上部道・盛土法面											B	B								ガードレール 1.02m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					内面														A	A	A								
					躯体																C	A	B	A					
85	1420号橋		BOX	3.4m	上部道・盛土法面											B	B								ガードレール 1.02m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに変形および軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					内面														A	A	A								
					躯体																B	C	A	A					

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（18／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水(遊離石灰を含む)を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C定着部の異常	⑩ 路面の凹凸		⑪ 支承の機能障害	⑫ 下部工の変状										
86	1428号橋		BOX	3.4m	上部道・盛土法面												B	D							ガードレール 1.02m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰が確認されたが、進行が遅いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれおよび段差が確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					内面													A	A	A								
					躯体															A	A	B	A					
87	新田橋		BOX	2.9m	上部道・盛土法面												B	A							ガードレール 0.86m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。		
					内面													A	A	A								
					躯体															B	A	A	A					
88	東田橋		BOX	2.9m	上部道・盛土法面												D	B							ガードレール 1.01m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・側壁に鉄筋露出が確認されたが、水路部であり損傷を進行させる恐れがあることから状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。		
					内面													A	C	A								
					躯体															C	A	C	A					
89	1548号橋		橋	5.4m	主桁					b	無		無			・下部工:その他(護岸沈下による開き) e										— —	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版に軽微なひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・橋台と護岸に開きが生じているため、状況に応じて補修を行うことが望ましい。	
					横桁																							
					床版																							
					下部工					a	無		無		無													
					支承												無											
					路面										無													
90	大橋		橋	8.5m	主桁					a	無		無		・路面、排水管:土砂詰まり e ・防護柵:腐食b										ガードレール 1.05m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・下部工に欠損が確認され、大幅な開きであることから速やかに補修を行うことが望ましい。 ・上砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。	○	
					横桁																							
					床版						無	無	a	無														
					下部工					a	無		無			有												
					支承											無												
					路面											無												

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎：抜本的な対策が必要と思われる、○：速やかに補修が必要と思われる
△：人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（19／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他		その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領（案）H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性はないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ （路面からの高さ m）	点検結果	評価	
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ	⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸														⑪ 支承の機能障害
91	1570号橋		BOX	2.9m	上部道・盛土法面												A	A							—	【緊急輸送道路の指定：無】 ・目地に軽微な漏水跡が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・頂版および側壁に軽微なひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。			
					内面													A	A	A									
					躯体																A	A	B	B					
92	1593号橋		橋	3.2m	主桁					b	無		無				・防護柵：腐食b									ガードレール	0.78m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・床版に軽微なひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能をしていないと思われるため経過観察とする。	
					横桁																								
					床版																								
					下部工					a	無		無			無													
					支承											無													
					路面										有														
93	1594号橋		橋	3.5m	主桁					c	無		無													ガードレール	0.81m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・床版に広範囲なひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・床版に鉄筋露出が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。 ・下部工にひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。	
					横桁																								
					床版																								
					下部工					b	無		無			無													
					支承											無													
					路面										無														
94	幸高橋		橋	24.8m	主桁		無	無	無							・主桁：遊間の異常（橋台と接触）e ・防護柵：腐食b ・排水柵：土砂詰まりe									高欄	1.10m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・主桁に軽微な腐食が確認されたが、断面減少に至っていないことから経過観察とする。 ・主桁と橋台が接触しているため、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・路面に凹凸が確認されたが、歩行者の通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。		
					横桁		無	無	無																				
					床版		無	無	無																				
					下部工					a	無		無				無												
					支承												無												
					路面										有														
95	天神橋		橋	12.5m	主桁					a	無		無			・防護柵：腐食b									ガードレール	1.00m	【緊急輸送道路の指定：無】 ・主桁の間詰部に遊離石灰が確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・下部工と護岸天端に空洞が確認されたため、状況に応じて補修を行うことが望ましい。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能をしていないと思われるため経過観察とする。		
					横桁																								
					床版						無	無	c	無															
					下部工					a	無		無				有												
					支承												無												
					路面										無														

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル（案）」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案） H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領（案） H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。

【評価】

◎: 抜本的な対策が必要と思われる、○: 速やかに補修が必要と思われる
△: 人的被害を避けるため早期に補修が必要と思われる

点検結果総括表（20／40）

整理番号	橋梁名	写真	橋 or BOX	橋長	部位	鋼部材の損傷				コンクリート部材の損傷				その他	その他の損傷 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は、「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」により評価した。	① 盛土・路面に盛上り・クラック・沈下等はないか？	② 上部側溝に目違いはないか？	① 路面の盛上り・クラック・沈下はないか？	② コンクリート片の落下の危険性は ないか？	③ 目地材の落下の危険性はないか？	① 横断方向に連続したクラックはないか？	② 横断方向全体に亘るクラックはないか？	③ 壁面に錆汁や漏水（遊離石灰を含む）を伴うクラックはないか？	④ 目地の段差や開きはないか？	防護柵形状・高さ (路面からの高さ m)	点検結果	評価		
						① 腐食	② 亀裂	③ ボルトの脱落	④ 破断	⑤ ひび割れ	⑥ 鉄筋露出	⑦ 抜け落ち	⑧ 床板ひびわれ															⑨ P C 定着部の異常	⑩ 路面の凹凸
96	吉野橋		橋	24.8m	主桁					a	無			無		・地覆:漏水・遊離石灰 d ・排水樹:土砂詰まり e									高欄 1.10m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・床版に軽微なひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・地覆に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、局部的であり構造上問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・土砂詰まりが確認されたため、維持工事において清掃を行うことが望ましい。			
					横桁					a	無			無															
					床版						無	無	c	無															
					下部工					a	無			無			無												
					支承												無												
					路面										無														
97	1934号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面											D	B							ガードレール 0.95m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・路面に凹凸が確認されたが、交通量が少ない路線であるため早期に補修を行う必要がないと思われることから経過観察とする。				
					内面																A	A	A						
					躯体																						B	B	A
98	1817号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面											B	B							ガードレール 0.85m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に軽微なひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。				
					内面																A	A	A						
					躯体																						B	B	B
99	1818号橋		BOX	3.6m	上部道・盛土法面											B	B							ガードレール 0.85m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。 ・路面に舗装ひびわれが確認されたが、車両通行に問題は無いと考えられるため経過観察とする。				
					内面																A	A	A						
					躯体																						B	B	B
100	1820号橋		BOX	3.5m	上部道・盛土法面											B	A							ガードレール 0.94m	【緊急輸送道路の指定:無】 ・頂版に遊離石灰を伴うひびわれが確認されたが、構造本体に問題は無いと考えられるため経過観察とする。 ・ガードレールに軽微な腐食が確認されたが、構造上機能を失っていないと思われるため経過観察とする。				
					内面																A	A	A						
					躯体																						C	C	B

注1) 橋長15m以上の車道橋および緊急輸送道路に指定された市道路線に架かる2m以上の車道橋に対しては、「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」、橋長15m未満の橋梁および行幸水門橋に対しては、「小規模橋梁等点検マニュアル(案)」に基づき損傷程度を評価した。
注2) 「道路橋に関する基礎データ収集要領(案) H19.5 国総研」で評価できない損傷は「橋梁定期点検要領(案) H16.3 国交省」に基づき損傷程度を評価した。
注3) 損傷程度は、最も悪い評価を表記した。